

議案第 24 号

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

木古内町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町国民健康保険条例の一部を改正する条例

木古内町国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。